

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 3 月 11 日 (金) 第 293 号 の 3

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 1
- 公安委員会規則
- 猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則 (※) (生活安全企画課取扱い) 4

公 告

一般競争入札公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を行う。

令 和 4 年 3 月 11 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部 長 山 田 好 孝

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
初動捜査支援システムの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和5年2月28日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和5年3月1日から令和12年2月28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等については、その機器仕様書を提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 4 年 3 月 11 日から同年 4 月 1 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 4 年 4 月 27 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 4 年 4 月 28 日午前 10 時
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎 3 階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ウ) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 4 年 3 月 28 日午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は、この調達に係る令和4年度予算が成立しないときは実施しない。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Initial investigation support system:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 27 April 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110(ext.2232)

FAX 099-206-5560

公安委員会規則

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 3 号

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（平成 22 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3、第 5 条の 3 の 2、第 5 条の 5 及び第 9 条の 14 の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会（以下「講習会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（講習受講対象者）

第 2 条 講習会は、次の各号のいずれかに該当する者を対象として行う。

- (1) 法第 7 条の 3 第 2 項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者及び法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者（以下「猟銃等経験者」という。）
- (2) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者で、前号に掲げるもの以外の者（以下「猟銃等初心者」という。）
- (3) 法第 7 条の 3 第 2 項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者（以下「クロスボウ経験者」という。）
- (4) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者で、前号に掲げるもの以外の者（以下「クロスボウ初心者」という。）
- (5) 現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者で、新たに猟銃の所持の許可を受けようとするもの又は猟銃の所持の許可の更新を受けようとするもの（以下「技能講習者」という。）
- (6) 法第 9 条の 13 第 1 項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者（以下「年少射撃資格者」という。）

（講習会の開催）

第 3 条 講習会は、次により開催するものとする。ただし、震災、風水害その他やむを得ない理由があると認めるときは、日時、回数又は場所を変更して開催することができる。

- (1) 猟銃等経験者に対する講習会は、猟銃等経験者講習会実施場所・月割表（別表）により日時を指定して公安委員会が実施するものとする。
- (2) 猟銃等初心者に対する講習会は、次の表の左欄に掲げる場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる月に日時を指定して公安委員会が実施するものとする。

開 催 場 所	開 催 月
鹿 児 島 中 央 警 察 署	10 月
鹿 児 島 西 警 察 署	4 月
鹿 児 島 南 警 察 署	9 月
南 さ つ ま 警 察 署	8 月
薩 摩 川 内 警 察 署	6 月
始 良 警 察 署	11 月

鹿 屋 警 察 署	5 月
奄 美 警 察 署	7 月

- (3) クロスボウ経験者に対する講習会は、次の表の左欄に掲げる場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる月に日時を指定して公安委員会が実施するものとする。

開 催 場 所	開 催 月
鹿 児 島 中 央 警 察 署	3 月
奄 美 警 察 署	2 月

- (4) クロスボウ初心者に対する講習会は、次の表の左欄に掲げる場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる月に日時を指定して公安委員会が実施するものとする。

開 催 場 所	開 催 月
鹿 児 島 中 央 警 察 署	8 月
鹿 児 島 西 警 察 署	6 月
鹿 児 島 南 警 察 署	11 月
南 さ つ ま 警 察 署	12 月
薩 摩 川 内 警 察 署	9 月
始 良 警 察 署	1 月
鹿 屋 警 察 署	7 月
奄 美 警 察 署	10 月

- (5) 技能講習者に対する講習会は、公安委員会による直接実施又は公安委員会が技能講習の実施に関して委託契約を締結した教習射撃場を管理する者による実施とし、それぞれ公安委員会と教習射撃場を管理する者との協議により、開催日時及び受講可能者数を決定するものとする。

- (6) 年少射撃資格者に対する講習会は、公安委員会が実施し、年5回以内の範囲で、関係射撃競技団体等と協議の上、開催日時及び開催場所を決定するものとする。

(講習会の公表)

第4条 講習会の開催日時等の公表については、第6条の規定によるほか、次の方法により行うものとする。

- (1) 猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対する講習会の開催場所を管轄する警察署長（以下「講習実施警察署長」という。）は、当該講習会の開催日程を定めたときは、速やかに生活安全企画課長（以下「課長」という。）又は生活安全部管理官（以下「管理官」という。）及び各警察署長に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた課長又は管理官は、当該講習会開催日の20日前までに講習会の日時、場所その他の必要な事項をウェブサイトに掲載して公表するものとする。

- (2) 課長又は管理官は、技能講習者及び年少射撃資格者に対する講習会の実施計画を策定した場合は、警察署長に通知するとともに、技能講習者に対する講習会については実施計画を策定した都度、年少射撃資格者に対する講習会については開催日の20日前までに講習会の日時、場所その他の必要な事項をウェブサイトに掲載して公表するものとする。

(講習会の申込み)

第5条 講習会の受講申込みは、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者は銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条の講習受講申込書、技能講習者は規則第26条の技能講習受講申込書、年少射撃資格者は規則第80条の年少射撃資格講習受講申込書（以下これらを総称して「申込書」という。）を記載し、当該申込者の住所地を管轄する警察署長に提出して行うものとする。

- 2 申込書を受理した警察署長（以下「受理警察署長」という。）は、受理時に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額の手数料を徴収するものとする。

(講習会の通知)

第6条 受理警察署長は、技能講習者には規則第27条の技能講習通知書を、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者、クロスボウ初心者及び年少射撃資格者には講習通知書（別記第1号様式）を交付するものとする。

- 2 受理警察署長（講習実施警察署長を除く。）は、受理した申込書の写しを、猟銃等経験者、

猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対する講習会にあつては、当該講習会の講習実施警察署長に、技能講習者及び年少射撃資格者に対する講習会にあつては、課長又は管理官に送付しなければならない。

（講習会の受付登録等）

第7条 前条第1項の規定による交付を行った受理警察署長は、速やかに講習会受付登録を行うものとする。

2 前条第2項の規定による送付を受けた課長又は管理官は、技能講習受講予定者名簿（別記第2号様式）又は年少射撃資格者講習受講予定者名簿（別記第3号様式）を作成し、受講状況を管理するものとする。

（講習の科目等）

第8条 公安委員会が実施する講習会は、課長、管理官又は講習実施警察署長が行うものとする。

2 課長又は管理官が行う講習会は、技能講習者及び年少射撃資格者に対する講習とし、次の表の左欄に掲げる講習受講対象者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる講習科目及び時間のとおりとする。

講習受講対象者	講 習 科 目	時 間
技能講習者	猟銃の操作	1.0時間
	猟銃の射撃	1.0時間以上
年少射撃資格者	空気銃の所持に関する法令	3.0時間
	空気銃の使用の方法	1.0時間

3 講習実施警察署長が行う講習会は、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対する講習とし、次の表の左欄に掲げる講習受講対象者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる講習科目及び時間のとおりとする。

講習受講対象者	講 習 科 目	時 間
猟銃等経験者	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	1.5時間
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1.0時間
猟銃等初心者	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2.5時間
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1.5時間
クロスボウ経験者	クロスボウの所持に関する法令	1.5時間
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1.0時間
クロスボウ初心者	クロスボウの所持に関する法令	2.5時間
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1.5時間

4 課長、管理官及び講習実施警察署長は、講習会の講習効果の向上を図るため、その講習内容について受講者に考査を行うものとする。

（講習修了証明書の交付）

第9条 講習実施警察署長は、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者が講習内容を習得したと認めた場合は、規則第21条の講習修了証明書を、技能講習結果の伝達を受けた受理警察署長は、技能講習者が講習内容を習得したと認めた場合は、規則第28条の技能講習修了証明書を、課長又は管理官は、年少射撃資格者が講習内容を習得したと認めた場合は、規則第81条の年少射撃資格講習修了証明書を交付するものとする。

（講習実施の委託）

第10条 課長又は管理官は、法第5条の5第4項の規定により、技能講習者に対する講習に関する事務の一部を、当該講習に係る種類の猟銃に係る教習射撃場を管理する者に委託して行わせることができる。

2 課長又は管理官は、法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第4項の規定により、年少射撃資格者に対する空気銃の使用の方法に関する講習を、空気銃による適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができる。

3 講習実施警察署長は、法第5条の3第4項の規定により、猟銃等経験者及び猟銃等初心者に対する猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を、猟銃又は空気銃による適

正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができる。

- 4 講習実施警察署長は、法第5条の3の2第4項の規定により、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対するクロスボウの使用、保管等の取扱いに関する講習を、クロスボウによる適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができる。
- 5 講習の委託期間は3年以内とし、再委託を妨げないものとする。ただし、必要があると認めるときは、講習の委託期間の満了前に当該委託を解除することができる。
- 6 課長若しくは管理官又は講習実施警察署長は、前5項の規定により講習を委託した場合は、当該委託に係る講習会講師委託証（別記第4号様式）を交付するとともに、講習会委託講師名簿（別記第5号様式）を作成し、講師台帳として保管するものとする。
- 7 講習実施警察署長は、講習を委託し、又はその委託を解除したときは、速やかに課長又は管理官に通知するものとする。

（講習実施結果の通知）

第11条 講習実施警察署長は、講習会の終了後、速やかに実施結果を受講者名簿（別記第6号様式）により課長又は管理官に通知するものとする。この場合において、講習実施警察署長と受理警察署長が異なるときは、当該通知に加え、受理警察署長に講習結果を通知するものとする。

（雑則）

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、鹿児島県警察本部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年3月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第3条第3項の講習会に対するこの規則による改正後の猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（以下「新規則」という。）の規定の適用については、第2条第4号中「法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者で、前号に掲げるもの以外の者（以下「クロスボウ初心者」という。）」とあるのは、「改正法附則第3条第3項に規定する許可を受けた者（以下「クロスボウ初心者」という。）」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（以下「旧規則」という。）第11条第1項から第3項までの規定により講習の委託を受けている者に係る当該講習の委託は、新規則第10条第1項から第3項までの規定による講習の委託とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第3条関係）

猟銃等経験者講習会実施場所・月割表

場 所	月 別											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
鹿 児 島 中 央 警 察 署		○				○						
鹿 児 島 西 警 察 署								○				○
鹿 児 島 南 警 察 署	○				○							
指 宿 警 察 署									○			
南 九 州 警 察 署										○		
枕 崎 警 察 署			○									
南 さ つ ま 警 察 署				○								
日 置 警 察 署	○						○					
いちき串木野 警 察 署						○						
薩 摩 川 内 警 察 署		○								○		
さ つ ま 警 察 署				○				○				
阿 久 根 警 察 署									○			
出 水 警 察 署		○								○		
伊 佐 湧 水 警 察 署					○						○	
始 良 警 察 署			○				○					
霧 島 警 察 署						○						○
曾 於 警 察 署		○						○				
志 布 志 警 察 署					○						○	
肝 付 警 察 署				○								
鹿 屋 警 察 署	○								○			
錦 江 警 察 署										○		
種 子 島 警 察 署						○						
屋 久 島 警 察 署	○											
奄 美 警 察 署			○								○	
瀬 戸 内 警 察 署							○					
徳 之 島 警 察 署								○				
沖 永 良 部 警 察 署												○

別記

第1号様式（第6条関係）

講 習 通 知 書

年 月 日

殿

警察署長 印

あなたが申し込まれた講習は、下記により受講されるよう通知します。

記

講 習 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分 (受付： 時 分～ 時 分)
講 習 場 所	
備考	<p>1 この通知書は講習当日講習会場の受付に提出してください。</p> <p>2 講習日には次のものを持参してください。</p> <p>(1) 猟銃等経験者講習 筆記用具</p> <p>(2) 猟銃等初心者講習 講習用読本，筆記用具</p> <p>(3) クロスボウ経験者講習 筆記用具</p> <p>(4) クロスボウ初心者講習 講習用読本，筆記用具</p> <p>(5) 年少射撃資格者講習 講習用読本，筆記用具</p> <p>3 手数料は返還できませんので，指定講習日時に必ず受講してください。</p>

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

講 習 会 講 師 委 託 証

住 所

氏 名

生年月日

あなたを 講習会の講師に委託したことを証明します。

【委託期間： 年 月 日から 年 月 日まで】

所属長 印

第5号様式（第10条関係）

講 習 会 委 託 講 師 名 簿

所属：

住 所	氏 名	生年月日	講 習 種 別	委 託 年 月 日	備 考

